

「日本水循環文化研究協会」への改組の経緯

事務局長 酒井 彰

はじめに

第二五回定例総会(二〇二二年六月)において、「漸進的改組」が決議された後、コロナ禍のために事業計画通りの活動を進めることができなかつたこともあり、改組に向けた取組みが、二〇二一年度の日本下水文化研究会(以下「文化研」)運営委員会の主要な活動となった。

名称変更、目的、目的を達成するために行う事業の種類、そして会員制度の見直し等を含む大がかりな定款変更を行うにあたり、欠かせないステップは多岐にわたることになったが、本稿では、その経緯を記録し残しておくこととした。これは、各年度の主要な活動を記録するという機関誌の役割にかなうものである。

一 改組に向けた活動の概要

NPO法人の定款改正にあたり、名称(第一条)、目的(第三条)、特定非営利活動の種類(第四条)、事業の種類(第五条)などの重要条項の改正を含む場合は、届け出だけでなく、所轄庁である東京都へ「変更認証」を申請し、認証を得る必要がある。その際、重要条項の変更を意図するならば、当該年度だけでなく、複数年の事業計画を策定しておくことが求められる。定款変更認証に向けた手順は、概ね次のとおりであった。

① 新名称、定款改正案ならびに新たな設立趣旨書の作成(二〇二二年一月二日まで)

② 臨時総会開催Ⅱ名称変更を含む定款改正案の承認(二〇二二年一月二二日)

- ③ 改組後の事業構想の会員への周知・会員拡充活動（同年三～五月）
- ④ 定例総会Ⅱ二〇二二～二三年度の事業計画ならびに活動予算の承認（同年六月二四日）

⑤ 所轄庁である東京都への「定款変更認証申請書」等の提出（二〇二二年七月以降）

もちろん、定款変更の認証と改組はイコールではないが、法人格をもった団体として、所轄庁から認証されることは絶対的な必要条件であり、これを踏まえずして、会員拡充も事業構想を現実の事業として実践していくこともできない。

二．名称の議論

新名称については、運営委員会で何度か議論した。「水循環」を含めるということでは、改組の趣旨から納得されていたが、「下水」をはずすことについては、下水が水循環のひとつの要素

であることを認識しつつも、抵抗があったことは否めない。「研究会」から「研究協会」としたことにについては、広く各方面から会員・賛同者を募るといった意味をもつものとして理解された。

「水循環文化協会」、「水循環研究協会」という案も出たが、想定される事業の種類、文化研からの継続性を主張するということで、「日本水循環文化研究協会」（以下、「水循環協」とした）。

臨時総会では、「研究」があると活動が制約されないかという意見や、「日本」を冠する意図についての議論があった。日本は、そこに法人が所在するという意味で、活動や研究対象を限定するというものではない。

三．設立趣旨書

NPOは、同じ目指すもの（ミッション）を共有理念としてもつ集団、コミュニティである。そのミッションを表現したものが設立趣旨書であり、メ

ンバー（会員）向けだけでなく、外部に発信すること、会の存在意義をアピールするものである。そのため、数回の運営委員会で議論したほか、会員からの意見も反映した。

また、設立趣旨書は、定款の第三条「目的」、第五条「事業の種類」と整合するものである。

今回の改組のあたり、設立趣旨書のなかで、表現すべきことは以下になるだろう。

- ① 「水循環」をどう認識しているか？
- ② 文化研から改組した理由
- ③ 改組後の達成目標
- ④ 改組後の事業構想

①としては、自然の水循環、水循環と人との関わり、水循環の変容とその要因、時代とともに変化を続ける社会と水循環との関係について述べ、そのなかで水循環は「社会的共通資本」であること、「恒常性（ホメオシスタス）」を有すべきことを強調している。また、水循環の基本単位である

流域と社会は、輻輳している面があり、流域、社会に関わる記述に関しては様々な意見が出たが、ある表現に対して、解釈は自由度があり得るという判断で、最終文案とした。

②では、文化研の時代、「水循環基本法」の制定に関与したこと、その過程で「下水文化」から「水循環文化」へ対象を広げることの意義を見出したことを記載した。

③④では、達成目標として、水循環の健全化とそれを可能にする社会の構築を掲げ、そのために、水循環の健全化へ向けた行動を実践するための諸能力の向上、水循環がバナンスの向上に資する政策提言をあげている。

さらに、国際協力活動を継続し、開発途上地域の人々が生きていくうえで不可欠な水を守ることを支援していくことを表明している。

次ページに設立趣旨書全文を掲載する。

日本水循環文化研究協会 設立趣旨書

水は私たちの命と生活にとって最も基本となる資源であり、循環を繰り返す。降雨、表流水、地下水、雲などの形態を繰り返す自然の水循環は、分割不可能で包括性をもつ。そして、水循環の単位となる流域(圏)に暮らす私たちの生活は、水循環と深く関係する。戦後、高度経済成長と都市化が進んだ時代、自然の水循環から水資源が収奪され、膨張する都市構造は水循環の健全性をおおいに俵ない、結果として、水災害リスクの高まり、水質汚染、自然生態系のバランスの崩壊など深刻な弊害をもたらした。水循環は、社会的共通資本として社会全体で共有し、管理されるべきものであるが、流域社会は水を私的な利用の対象とみなしてきた結果、水循環は分断され、その恒常性は脅かされている。持続可能性への関心の高まり、気候変動による水災害の激甚化、急速に進む人口減少に対応するためにも、水循環と人との関わりを再構築することが求められている。こうしたなか、2014年、水インフラ政策の縦割り、水循環の分断を克服することを意図し、水は共有財であることを明記した「水循環基本法」が成立した。

本会は、「下水文化研究会」として1986年に活動を開始し、1999年からNPO法人「日本下水文化研究会」として、個人や社会と下水との成熟した付き合い方(これを「下水文化」と呼ぶ)を通して、市民一人ひとりの責任ある行動を促すことを意図して活動してきた。そのなかで、「水循環基本法」の制定にも深く関わってきた。今後、水循環基本法のより適正な施行を訴え、下水文化の枠を超えて、改めて広く水循環と人との関係(これを「水循環文化」と呼ぶ)を探求していくことが必要であるとの認識から、会名称を「日本水循環文化研究協会」と改め、活動していくこととした。(続く)

改められた会の名称のもと、次のような活動を展開していく。まず、水循環の健全化へ向けた行動を実践するための諸能力の向上を図るため、社会学習の機会をつくりだし、自然水循環の諸相における健全性、再構築された水と人との関係をベースとした流域社会のあり様に関する議論を深めていく。こうした議論を踏まえて、水循環に関わる多様な関係者からなる「人の輪」を動かし「水の輪」を形成するとともに、市民と協働し、水循環再生や自然と共生する社会の構築に向け、主体的に行動していく。さらに、水管理に関する諸制度の整備・拡充、水インフラへの新たな役割の付与など、水循環管理に関わるガバナンスの向上に資する政策提言を行っていく。

国内ばかりでなく、開発途上地域での水と衛生分野の国際協力活動として、飲料水の安全性を確保し、下痢症等の感染リスクを制御することを目標とする活動実践を継続する。こうした活動の視塵として、コミュニティをとりまく身近な水循環・資源循環を重視する。今後は、現地の能力開発を目指すとともに、これまでの経験を国内にもフィードバックすることを念頭に、人口減少下の日本社会における水・衛生インフラの分散管理などに知見を反映させていく。

四 定款の重要条項

すでに述べたように、NPO 法人の定款において、とくに重要な条項は、第三条「目的」と第五条「事業の種類」である。また、第四条の「特定非営利活動の種類」は、法（特定非営利活動促進法）第二条（特定非営利活動の定義）にある別表に掲げられた二十の活動から、選択する必要がある。現定款にある「下水文化の振興を図る活動」はイレギュラーである。現定款について言えば、第五条「事業の種類」において、国際協力事業はあげられていないにもかかわらず、二〇年以上にわたって海外活動を実践してきたこともイレギュラー

であったと言えるが、JICAや助成機関からこの点を指摘されたことはなかった。

これらの定款変更案を、一月の臨時総会に諮り、承認を得ることができたので、これを踏まえ、改組後の事業構想を練り、パンフレットを作成し、会員拡充活動を始めた。すなわち、改正定款の会員各位からの承認は、改組における重要なステップであった。

前にも述べたが、定款変更認証申請は、二カ年の事業計画とともに申請しなければならない。また、所轄庁には毎年事業報告を提出しなければならない。事業報告が滞っていないのは、定款変更の受付どころではないはずなので、定例総会終了後、事業報告、役員変更届等を済ませた後、東京都へ、「定款変更認証申請」書を郵送にて提出した。この申請では、臨時総会に諮った改定定款によって申請した。その後、次の指摘を電話で受けることとなった。

● 第三条「目的」で、対象者が明示されていない。

● 第五条で掲げた事業の種類のうち、第三条で言及されていないものがある。

● 第五条の活動で重複すると読み取られるものがある。

また、事業計画において、第五条であげた事業の種類の記事方法で訂正を求められた。こうした指摘から、定款の記事は、フリーハンドではなく、記述すべき事項や記事方法が、かなり規定されているということを知ることとなった。

第三条、第五条、事業計画書を書き改め、東京都の担当部署に持参、そこで再確認を受け、タイプミスの指摘、事業計画書にあげた事業を記載するにあたり、定款五条にあげた事業の種類に合わせるよう求められた。そして、直ちに訂正、再提出した。その後は、句読点の抜けなどを指摘されたが、八月に入ってようやく受理された。最終的に提出した第三

(目的)

第三条 本会は、広く一般市民を対象として、国民の共有財である水が社会にもたらす恵沢を増進するため、健全な水循環の再生・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理の向上を促す政策提言、国内で得られた知見を世界に広げる活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第五条 本会は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 一 水循環の健全化に関する社会教育事業
- 二 水循環の健全化に関する調査研究、情報発信事業
- 三 水循環文化の普及啓発事業
- 四 水インフラに関わる近代化遺産の文化財登録事業
- 五 水循環管理の向上に関わる政策提言事業
- 六 開発途上地域での水と衛生に関わる国際協力事業
- 七 その他この法人の目的達成のために必要な事業

条、第五条は、次ページの通り。

五. その他の改正のポイント

今回、前項で述べた重要条項に加えて、いくつかの点で定款を変更した。

会員制度

会員制度では、賛助会員として、企業等とは別枠で市民団体が入会できるようにした。これは、水循環基本法を動かすシンポジウムを主催してきた「水循環基本法を「動かす」国民協議会」に参加していた団体の受け入れ、今度の活動の重点として、市民団体との協働を視野に入りたいとの意図からであった。

また、これまで、賛助会員各位からは賛助会費をいただきながら

議決権もなかったことから、賛助会員となつて
いる企業、団体に所属する個人を対象に特別会
員制度を設けた。会費は、正会員よりも低額に抑
え、入会しやすくすることで、賛助会員となつて
いる企業等に謝意を表したいと考えた。特別会
員の権限について、臨時総会議案書の段階では、
役員に選任対象としていなかったが、臨時総会
までの事前の議論でそれも可能とし、特別会員
は正会員と同じく、NPO法のうえでの「社員」
として扱うこととした。

役員・会議の名称

従来、本会を代表する役員を運営委員会代表
とし、運営委員会委員をもって法に基づく理事
をみなす(第一二三条)としてきたが、代表者を理
事長、運営委員会委員を理事、運営委員会を理事
会と変更した。理事長や、理事会ということばは、
多くの条文で使われることから、結果的に、ほぼ

すべての条文が変更対象になるという大がかり
な定款変更となった。

また、各理事には、できるだけ担当責任を明確
にしたいということから、第一七条・四項で、「理
事長は、副理事長あるいは理事に、理事会の議決
に基づき、特定の職務を委嘱することができる」
こととした。

リモート会議・評決の規定

コロナ禍で、密集を避けるため、多くの会議が
リモートで行われるようになったが、本会では、
それを認める規定がなかった。そこで、総会、理
事会において、電磁的方法による出席、表決等が
認められるよう、第二七条、二九条、三六条、
三七条の改正を行った。

六．事業計画書・活動予算書の提出

重要な定款条項の変更認証を申請するにあた
り、申請の当該年度を含めて、二カ年度分の事業

計画書・活動予算書の提出が必要なところから、定例総会でその承認を求めた。

事業計画書では、各事業が定款第五条にあげた事業の種類一〜六のどれにあたるかを明記しなければならず、さらに、第五条にあげた事業の種類（七を除く）がすべて事業計画にあがってることが要件になる。各事業を一〜六のどれかひとつに仕分けすることには、違和感・抵抗を感じざるをえなかったが、認証を得るためということ割り切ることとした。

提出した事業計画書、活動予算書のフォーラムは、毎年提出している事業報告と同様である。本会では、議案書用にこれらを作成し、総会后、東京都のフォーラムに書き直し、事業報告書を提出してきたが、今後は、議案書においても事業報告フォーラムで作成することで、業務の効率化を図りたい。この場合、決算、予算とも事業費と管理

費に分けること、実施した（する）事業ごとの事業費集計と費目別集計が求められる。

おわりに

おそらく、これほどの事務的業務が発生したことは、文化研の法人化以来のことであったに違いない。名称ならびに定款の変更が認証された後は、登記や金融機関への変更手続きが続く。NPO活動の質と事務的な諸手続きは、あまり関係がないかもしれないが、活動の継続、そのための資金の獲得においても不可欠のことである。そして、事務を専任する人員を確保できない以上、誰しもが無関心であってはならないことである。したがって、経緯を記録にとどめ、多くの当事者・関係者と共有することとした。